

## 福島県高年齢者の就業支援団体にかかる役務の提供に関する認定実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第3号の規定に基づき高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高安法」という。)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センターのいずれかに準ずる者(以下「高年齢者の就業支援団体」という。)の認定をするに当たり、その基準及び手続等を定め、当該認定を受けた高年齢者の就業支援団体からの役務の提供に係る調達の機会の拡大を図ることで、高年齢者(高安法第2条第1項に規定する「高年齢者」をいう。以下同じ。)の就業を支援することを目的とする。

### (認定基準)

第2条 高年齢者の就業支援団体としての認定基準は以下のとおりとし、全てを満たさなければならないものとする。

- (1) 営利を目的としない法人格を有する団体であり、かつ県内に主たる事務所を置いていること。
- (2) 定款等において、高年齢者の就業の機会の提供が明記されており、高年齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、組織的な提供を行っていること。
- (3) 適切かつ確実な業務遂行能力を有していること。
- (4) 申請日の前月の初日現在において、その法人において事業に従事している者(雇用期間及び労働時間の長短に関わらず、団体において業務に携わる者で個人に限る。ただし、賛助会員は除く。以下「業務従事者」という。)のうち、福島県内に居住している者の割合が5分の4以上であり、かつ55歳以上の年齢者の占める割合が2分の1以上であること。
- (5) 個人情報取扱いについて適正に定めていること。
- (6) 業務従事者が安全に就業する体制を確保していること。
- (7) 適切な会計処理が行われていること。
- (8) 高安法第9条の規定による高年齢者雇用確保措置を講じていること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定しない。

- (1) 認定申請日までに納期が到来した国税、県税、市町村税又は社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金)及び労働保険料(雇用保険料及び労災保険料)を滞納している場合。
- (2) 福島県暴力団排除条例(平成23年条例第51号。以下暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例において使用する用語に同じ。)第22条及び第23条の規定に違反した事実がある場合
- (3) 暴力団員である場合
- (4) 役員等(代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当する場合
- (5) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇

用している場合

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している場合
- (7) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している場合
- (8) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している場合
- (9) 役員等が業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実施的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している場合
- (10) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している場合
- (11) (2) から (10) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする者は、県が募集をした日の翌日から起算して2週間以内に福島県高齢者の就業支援団体に関する認定申請書(様式第1号)(以下、「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて(以下「申請書等」という。)知事に提出するものとする。

- (1) 定款等又は事業計画等に類する書類(認定を申請する日が属する事業年度のもの)
- (2) 申請日の直近の収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監査報告書の写し等団体の運営及び財産の状況が確認できる書類
- (3) 業務に従事している者(雇用期間及び労働時間の長短に関わらず、団体において役務業務に携わる者で個人に限る。ただし、賛助会員等は除く。以下「業務従事者」という。)の名簿 (様式第2号)
- (4) 「遂行可能業務」に関する書類 (様式第3号)
- (5) 前号の業務に必要な許可証等の写し
- (6) 公的機関、民間を問わず、直近の2年間における、第4号の業務の契約実績を記載した書類 (様式第4号)
- (7) 様式第4号に記載した業務における契約書等の写し及びその業務の検査結果を確認できる書類(業務の数に応じ、1業務につき1件程度)
- (8) 個人情報の取扱いについて定めた書類
- (9) 業務従事者が安全に就業する体制について定めた書類
- (10) 業務従事者への報酬の支払い、業務従事者への報酬の算定根拠、財務担当責任者の設置及び監事による監査の体制等適切な会計管理が行われていることが確認できる書類
- (11) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (12) 法人の印鑑証明書
- (13) 国税、県税、市町村税に係る納税証明書類
- (14) 社会保険料及び労働保険料等納入証明(確認)書
- (15) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (様式第5号)

- (16) 高年齢者雇用確保措置実施報告書(様式第6号)及び高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる就業規則、労使協定等
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要あると認める書類
- 2 知事は、毎年度1回期間を定めて、提出された申請書等を確認の上、受け付けるものとする。
- 3 第1項の申請書等の提出部数は2部とし、正本1部及び写し1部とする。

(認定)

- 第4条 知事は、前条に定める申請書等が提出されたときは、第2条第1項に規定する認定基準への適合を確認の上、認定又は不認定を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により認定又は不認定を決定したときは、文書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の認定に当たっては、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の3第3項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 認定の有効期間は、知事が認定をした日から起算して3年間とする。
- 5 認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が認定の更新をする場合は、第3条の規定を準用する。
- 6 認定事業者は、前条の規定により提出した書類に記載した内容に関する記録を、認定の有効期間後1年を経過するまで認定事業者の主たる事務所において保管しなければならない。

(変更の届出)

- 第5条 認定事業者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく福島県高年齢者の就業支援団体変更届出書(様式第7号)(以下「変更届出書」という。)を知事に届け出なければならない。
- (1) 認定事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号及びファックス番号に変更があったとき。
  - (2) 第6条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(認定の取消し)

- 第6条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。
- (1) 第2条第1項各号の認定基準を欠いたとき。ただし、翌月末日までに再び認定基準を満たすこととなった場合は、この限りでない。
  - (2) 第2条第2項各号に掲げる基準に該当したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
  - (4) 認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。
  - (5) 認定事業者から認定の取消しを希望する旨の申し出があったとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、文書によりその旨を認定事業者に

通知するものとする。

- 3 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は、認定事業者の負担とする。
- 4 認定事業者は、第1項第1号又は第2号のいずれかに該当したときは、遅滞なく福島県高年齢者就業支援団体認定取消申出書（様式第8号）（以下「認定取消申出書」という。）により知事に届け出なければならない。

（随意契約での受注業務への高年齢者のあっせん）

第7条 認定事業者は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき県から業務を随意契約で受注したときは、当該業務に高年齢者を従事させるとともに、当該業務に従事する高年齢者の割合を高めるように努めなければならない。

（報告等）

第8条 知事は、認定事業者に対して必要があるときは、申請書等に記載された内容について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

- 2 認定事業者は、第2条第1項第4号の状況を記録するとともに、認定の有効期間中に係る記録を、認定の有効期間後1年を経過するまで主たる事務所において保管しなければならない。
- 3 認定事業者は、第4条第4項の規定による有効期間において当該事業者の会計年度が終了し、総会等において事業報告及び収支決算の承認を受けた日の翌日から起算して1月以内に、福島県高年齢者の就業支援団体に関する事業報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。ただし、第4条第5項の規定により更新申請書を提出した場合においては、この限りでない。
- 4 認定事業者は、施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき県から受注した業務について、当該業務の終了後速やかに高年齢者の就業の状況について、福島県高年齢者の就業支援団体就業状況届出書（様式第10号）により知事に届け出なければならない。
- 5 認定事業者は、前項の規定による報告の基礎となる就業の状況に関する記録を、認定の有効期間後1年を経過するまでに主たる事務所において保管しなければならない。

（認定後の処理等）

第9条 県は、県の機関の役務の調達における認定事業者の利用促進を図るため、認定事業者及びその遂行可能業務の周知に努めるものとする。

- 2 県の機関が役務を調達する際の具体的な随意契約に関する手続きについては、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）等関係法令によるものとする。

（様式）

第10条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第1項の申請書…………… 様式第1号
- (2) 第3条第1項第3号の業務従事者の名簿…………… 様式第2号

- (3) 第3条第1項第4号の遂行可能業務…………… 様式第3号
- (4) 第3条第1項第6号の契約実績一覧…………… 様式第4号
- (5) 第3条第1項第15号の暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書…………… 様式第5号
- (6) 第3条第1項第16号の高年齢者雇用確保措置実施報告書…………… 様式第6号
- (7) 第5条第1項の変更届出書…………… 様式第7号
- (8) 第6条第4項の認定取消届出書…………… 様式第8号
- (9) 第8条第3項の事業報告書…………… 様式第9号
- (10) 第8条第4項の就業支援団体就業状況届出書…………… 様式第10号

(庶務)

第11条 この事業の実施に関する事務は、福島県商工労働部雇用労政課において処理する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成30年1月31日から施行する。